

## 鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託公募型プロポーザル評価要領

### 1 選定の対象となる事業者

選定は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき参加資格通知書を受け、参加資格があることを確認された事業者であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。

### 2 評価方法

- (1) 評価方法は、企業実績等の能力点及びシステム機能要件の適合状況、事業提案に関するプレゼンテーションによる技術点、更新業務、運用・保守及びデータ更新業務の提案見積金額による価格点で構成される合計評価点で競うものとする。

提出書類については 次のおりとする。

ア 参加資格要件確認書（様式第2号）

添付書類 会社案内のパンフレット等

イ 事業提案書（様式第4号）

添付書類 事業提案書

ウ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム機能要件（様式第5号）

エ 代替機能書（様式第6号）

オ 概算見積書（様式第7号）

- (2) 合計評価点に対する各評価項目の配点は、次のおりとする。

| 評価項目 |  | 配点  |
|------|--|-----|
| 能力点  | 企業実績・保有資格  | 50  |
|      | 配置予定技術者の経歴   | 50  |
| 技術点  | 事業提案書に関する内容  | 210 |
|      | システム機能要件の適合状況  | 100 |
|      | 事業提案に関するプレゼンテーション                                      | 50  |
| 価格点  | 提案見積金額   | 20  |
|      | $(1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times \text{配点}$ | 20  |

|         |     |
|---------|-----|
| 総合評価点合計 | 500 |
|---------|-----|

### 3 評価方法の共通事項

- (1) 各項目の評価点に端数が生じた場合、小数点第三位を四捨五入とする。
- (2) 能力点、技術点及び価格点の3項目を合計した値（総合評価点）に端数が生じた場合、小数点第一位を切捨てた結果を最終的な合計評価点とする。

### 4 評価基準表

|       | 評価項目                | 評価基準   | 配点  |
|-------|---------------------|--|-----|
| 能力点   | 企業情報・実績・保有資格        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の支店、営業所等の状況</li> <li>・ 過去10年以内の、人口9万人以上の自治体でのシステム更新、運用実績</li> <li>・ 企業の資格取得状況</li> </ul>              | 50  |
|       | 配置予定技術者の経歴          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去10年以内の、人口9万人以上の自治体でのシステム更新、運用実績</li> <li>・ 空間情報総括管理技術者の資格の有無</li> <li>・ 実務の経験年数</li> </ul>            | 50  |
| 能力点合計 |                     |  | 100 |
| 技術点   | 業務の実施方針             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の目的、内容等について</li> <li>・ 基本となる考え方について</li> </ul>   | 20  |
|       | 実施フロー、作業工程表         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の実現性業務遂行可能なスケジュールか</li> <li>・ 仮運用期間、研修期間の確保</li> </ul>  | 20  |
|       | 業務実施体制              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務役割について経験豊富で適切な技術者の配置</li> </ul>   | 10  |
|       | 固定資産システム再構築         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムの直感的な分かりやすさ</li> <li>・ 家屋評価システム、基幹系システムとのデータ受渡しの考慮</li> <li>・ 誤入力やミスを防止するための工夫等</li> </ul>          | 60  |
|       | データ移行               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な移行手順、項目の明示</li> </ul>  | 10  |
|       | システム保守・セキュリティ・データ更新 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム保守、バックアップ、研修など年次の保守内容や頻度の明示</li> <li>・ リスク要因に応じたセキュリティ対策</li> <li>・ 詳細なデータ更新フローで示された地番現況</li> </ul> | 50  |

|       |               |  |     |
|-------|---------------|--|-----|
|       |               | 図や家屋図の更新   |     |
|       | 自由提案          | ・その他市にとって有効な提案   | 40  |
|       | 機能要件          | ・各機能における機能要件の対応可能な項目数<br>・有償カスタマイズ、代替案の実現性             | 100 |
|       | プレゼンテーション     | ・本業務への取組み意欲<br>・事業提案書との整合性<br>・事業提案書の補足説明等についての説明      | 50  |
| 技術点合計 |               |  | 360 |
| 価格点   | システム更新費       | $(1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times \text{配点}$ | 20  |
|       | 運用・保守及びデータ更新費 | $(1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times \text{配点}$ | 20  |
| 価格点合計 |               |  | 40  |
| 総合評価点 |               |  | 500 |

## 5 優先交渉権者の決定

- (1) 提案見積金額、システム機能要件の適合状況及び事業提案に関するプレゼンテーションによる評価点の総合評価点を算出する。
- (2) 「見積金額が限度額以下」かつ「総合評価点が7割以上」で、総合評価点の最も高い応募者を優先交渉権者（契約交渉順位）第1位、同じく2番目に高い応募者を同第2位に選定する。
- (3) 参加者が1者であった場合は、総合評価点が鹿沼市の認定する基準点（全審査項目の合計配点の7割）以上であれば、当該参加者を優先交渉権者とする。
- (4) 複数の参加者があった場合であっても、総合評価点が鹿沼市の認定する基準点（全審査項目の合計配点の7割）以上の参加者がいない場合は、優先交渉権者を選定しないものとする。
- (5) 優先交渉権者選定結果は、参加者全員に選定結果通知書で通知する。
- (6) 優先交渉権者とした通知をもって本業務の契約を行うものではない。
- (7) 市公式ホームページ上にて、優先交渉権者名を総合評価点とともに公表する。
- (8) 優先交渉権者と鹿沼市がシステム更新の提案内容の再確認・協議の結果、システム更新事業者として見送られた場合は、第2位優先交渉権者との交渉により鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新事業者を決定する。